

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p style="text-align: right;">(別冊)</p> <p style="text-align: center;">国税通則法第7章の2（国税の調査）関係通達</p> <p>用語の定義（省略）</p> <p>第1章 法第74条の2～法第74条の6関係（質問検査権）<br/>（「調査」の意義）</p> <p>1-1</p> <p>(1) 法第7章の2において、「調査」とは、国税（法第74条の2から法第74条の6までに掲げる税目に限る。）に関する法律の規定に基づき、特定の納税義務者の課税標準等又は税額等を認定する目的その他国税に関する法律に基づく処分を行う目的で当該職員が行う一連の行為（証拠資料の収集、要件事実の認定、法令の解釈適用など）をいう。<br/>（注）法第74条の3に規定する相続税・贈与税の徴収のために行う一連の行為は含まれない。</p> <p>(2) 上記(1)に掲げる調査には、更正決定等を目的とする一連の行為のほか、<u>再調査決定</u>や申請等の審査のために行う一連の行為も含まれることに留意する。</p> <p>(3) 上記(1)に掲げる調査のうち、次のイ又はロに掲げるもののように、一連の行為のうち納税義務者に対して質問検査等を行うことがないものについては、法第74条の9から法第74条の11までの各条の規定は適用されないことに留意する。</p> <p>イ 更正の請求に対して部内の処理のみで請求どおりに更正を行う場合の一連の行為。</p> <p>ロ 期限後申告書の提出又は源泉徴収に係る所得税の納付があった場合において、部内の処理のみで決定又は納税の告知があるべきことを予知してなされたものには当たらないものとして無申告加算税又は不納付加算税の賦課決定を行うときの一連の行為。</p> | <p style="text-align: right;">(別冊)</p> <p style="text-align: center;">国税通則法第7章の2（国税の調査）関係通達</p> <p>用語の定義（同左）</p> <p>第1章 法第74条の2～法第74条の6関係（質問検査権）<br/>（「調査」の意義）</p> <p>1-1</p> <p>(1) 法第7章の2において、「調査」とは、国税（法第74条の2から法第74条の6までに掲げる税目に限る。）に関する法律の規定に基づき、特定の納税義務者の課税標準等又は税額等を認定する目的その他国税に関する法律に基づく処分を行う目的で当該職員が行う一連の行為（証拠資料の収集、要件事実の認定、法令の解釈適用など）をいう。<br/>（注）法第74条の3に規定する相続税・贈与税の徴収のために行う一連の行為は含まれない。</p> <p>(2) 上記(1)に掲げる調査には、更正決定等を目的とする一連の行為のほか、<u>異議決定</u>や申請等の審査のために行う一連の行為も含まれることに留意する。</p> <p>(3) 上記(1)に掲げる調査のうち、次のイ又はロに掲げるもののように、一連の行為のうち納税義務者に対して質問検査等を行うことがないものについては、法第74条の9から法第74条の11までの各条の規定は適用されないことに留意する。</p> <p>イ 更正の請求に対して部内の処理のみで請求どおりに更正を行う場合の一連の行為。</p> <p>ロ 期限後申告書の提出又は源泉徴収に係る所得税の納付があった場合において、部内の処理のみで決定又は納税の告知があるべきことを予知してなされたものには当たらないものとして無申告加算税又は不納付加算税の賦課決定を行うときの一連の行為。</p> |

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>第2章 (省 略)</p> <p>第3章 法第74条の9～法第74条の11関係(事前通知及び調査の終了の際の手続)</p> <p>第1節 (省 略)</p> <p>第2節 事前通知に関する事項</p> <p>(法第74条の9又は法第74条の10の規定の適用範囲)</p> <p>4-1 法第74条の9又は法第74条の10の規定が適用される調査には、更正決定等を目的とする調査のほか、<u>再調査</u>決定や申請等の審査のために行う調査も含まれることに留意する。</p> <p>第3節 調査の終了の際の手続に関する事項</p> <p>(法第74条の11第1項又は第2項の規定の適用範囲)</p> <p>5-1 法第74条の11第1項又は同条第2項の規定は、<u>再調査</u>決定や申請等の審査のために行う調査など更正決定等を目的としない調査には適用されないことに留意する。</p> <p>5-2～5-5 (省 略)</p> <p>(法第74条の11第6項の規定の適用)</p> <p>5-6 更正決定等を目的とする調査の結果、法第74条の11第1項の通知を行った後、又は同条第2項の調査(実地の調査に限る。)の結果につき納税義務者から修正申告書若しくは期限後申告書の提出若しくは源泉徴収に係る所得税の納付がなされた後若しくは更正決定等を行った後において、新たに得られた情報に照らして非違があると認めるときは、当該職員は当該調査(以下、5-6において「前回の調査」という。)の対象となった納税義務者に対し、前回の調査に係る納税義務に関して、再び質問検査等(以下、第3章第3節において「再調査」という。)を行うことができることに留意する。</p> <p>(注)</p> <p>1 情報の要否に関する制限は、前回の調査が実地の調査の場合に限られるため、前回の調査が実地の調査以外の調査である場合、法第74条の11第</p> | <p>第2章 (同 左)</p> <p>第3章 法第74条の9～法第74条の11関係(事前通知及び調査の終了の際の手続)</p> <p>第1節 (同 左)</p> <p>第2節 事前通知に関する事項</p> <p>(法第74条の9又は法第74条の10の規定の適用範囲)</p> <p>4-1 法第74条の9又は法第74条の10の規定が適用される調査には、更正決定等を目的とする調査のほか、<u>異議</u>決定や申請等の審査のために行う調査も含まれることに留意する。</p> <p>第3節 調査の終了の際の手続に関する事項</p> <p>(法第74条の11第1項又は第2項の規定の適用範囲)</p> <p>5-1 法第74条の11第1項又は同条第2項の規定は、<u>異議</u>決定や申請等の審査のために行う調査など更正決定等を目的としない調査には適用されないことに留意する。</p> <p>5-2～5-5 (同 左)</p> <p>(法第74条の11第6項の規定の適用)</p> <p>5-6 更正決定等を目的とする調査の結果、法第74条の11第1項の通知を行った後、又は同条第2項の調査(実地の調査に限る。)の結果につき納税義務者から修正申告書若しくは期限後申告書の提出若しくは源泉徴収に係る所得税の納付がなされた後若しくは更正決定等を行った後において、新たに得られた情報に照らして非違があると認めるときは、当該職員は当該調査(以下、5-6において「前回の調査」という。)の対象となった納税義務者に対し、前回の調査に係る納税義務に関して、再び質問検査等(以下、第3章第3節において「再調査」という。)を行うことができることに留意する。</p> <p>(注)</p> <p>1 情報の要否に関する制限は、前回の調査が実地の調査の場合に限られるため、前回の調査が実地の調査以外の調査である場合、法第74条の11第</p> |

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>6項に規定する「新たに得られた情報」がなくても、法第74条の2から法第74条の6までの各条の規定により、調査について必要があるときは、再調査を行うことができることに留意する。</p> <p>2 前回の調査は、更正決定等を目的とする調査であることから、前回の調査には、5-1に定めるように<u>再調査決定</u>又は申請等の審査のために行う調査は含まれないことに留意する。</p> <p>3 3-1(4)の取扱いによる場合には、例えば、同一の納税義務者に対し、移転価格調査を行った後に移転価格調査以外の部分の調査を行うときは、両方の調査が同一の納税義務に関するものであっても、移転価格調査以外の部分の調査は再調査には当たらないことに留意する。</p> <p>第4節～第5節 (省略)</p> <p>第4章 (省略)</p> | <p>6項に規定する「新たに得られた情報」がなくても、法第74条の2から法第74条の6までの各条の規定により、調査について必要があるときは、再調査を行うことができることに留意する。</p> <p>2 前回の調査は、更正決定等を目的とする調査であることから、前回の調査には、5-1に定めるように<u>異議決定</u>又は申請等の審査のために行う調査は含まれないことに留意する。</p> <p>3 3-1(4)の取扱いによる場合には、例えば、同一の納税義務者に対し、移転価格調査を行った後に移転価格調査以外の部分の調査を行うときは、両方の調査が同一の納税義務に関するものであっても、移転価格調査以外の部分の調査は再調査には当たらないことに留意する。</p> <p>第4節～第5節 (同左)</p> <p>第4章 (同左)</p> |